

倉敷市企業版ふるさと納税を活用した映画撮影誘致支援補助金 募集要項

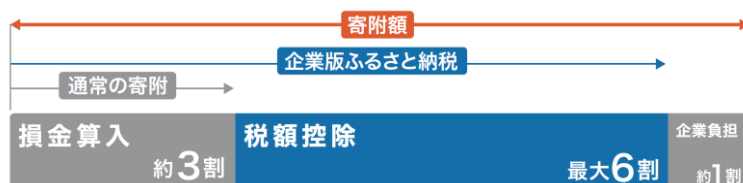
1 趣旨

観光客誘致につながる市内での映画撮影を誘致するため、倉敷市が舞台となる映画を制作するものに対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

国の地方創生応援税制である企業版ふるさと納税を活用しながら、「一般補助金」と「企業版ふるさと納税活用型補助金」の2種類の補助金を交付する。

※企業版ふるさと納税

国が認定した地域再生計画に位置付けられる地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に法人関係税から税額控除（最大9割）される仕組み。



2 対象団体

補助金の交付を受けることのできるものは、次のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 法人格を有する団体
- (2) 法人格を有しないが、次の要件を全て満たしている団体

- ア 定款又はこれに類する規約等を有すること
- イ 団体の意思を決定し、執行する機関が確立されていること
- ウ 団体自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
- エ 団体活動の本拠として国内に事務所を有すること

※次の各号のいずれかに該当するものには、補助金を交付しない。

- ・同一の事業に対して、本市から別の補助金の交付を受けるもの
- ・同一の事業に対して、過去にこの補助金の交付を受けたもの
- ・市税を滞納しているもの
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく営業の許可又は届出を要する事業を行っているもの
- ・代表者又は役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法

律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当するもの

- ・宗教活動又は政治活動を目的とする事業を行っているもの
- ・事業実施に当たって必要な許認可その他事業実施に当たって必要な関係法令上の規定による要件を欠いているもの
- ・市長が補助金の目的等に照らして適当でないと認めるもの

3 対象事業

補助金の交付対象となる事業は、倉敷市が舞台となる映画の制作であって、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 映画本編の大部分を倉敷市内で撮影し、当該映画の公開により観光客誘致につながり、経済効果をもたらす映画であると認められること。
- (2) 映画撮影に伴う倉敷市内での関係者の延べ宿泊者数が100人以上であること。
- (3) 映画の配給元が確定しており、交付決定を受けた日から2年以内に2以上の都道府県において、かつ5以上の映画館で一週間以上有料で公開すること。
- (4) 補助対象経費が1,500万円以上であること。
- (5) 交付決定日が属する年度の翌年度中に映画が完成する事業であること。
- (6) 映画の内容が政治的又は宗教的意図を有していないこと。
- (7) 映画の内容が公序良俗に反する内容でないこと。

4 補助内容

- (1) 補助対象期間

交付決定日～令和8年3月9日(月)

- (2) 補助金額

ア 一般補助金

補助対象経費の実支出額から他の補助金等を控除した額(補助対象額)に2分の1を乗じて得た額(千円未満切り捨て)

限度額100万円(自己負担額100万円)

イ 企業版ふるさと納税活用型補助金

寄附額に応じて決定(上限額「補助対象額－200万円」(千円未満切り捨て))

(3) 補助対象経費

ア 映画撮影にかかる経費

宿泊費：出演者・スタッフ等の宿泊費（倉敷市内の宿泊に限る）

交通費：出演者・スタッフ等の交通費

人件費：スタッフ等の人件費

謝礼費：出演等に係る出演料・謝礼費

施設利用料：ロケ地の施設使用に要する料金

機材レンタル料：撮影機材や録音機等のレンタル料金

車両レンタル料：車両等のレンタル料金

企画費：脚本や企画制作に係る原作使用料、脚本料、調査資料代、台本印刷費等

ロケーション設営費：テント・椅子・インカム等のレンタル費、機材運搬費等

美術費：大道具・小道具、衣装費、メイク費等

現像費：DCP製作費等

特殊撮影費：動画作画撮影、高速度装置、微速度撮影、航空撮影費、CG製作費等

音楽費：作曲・編曲料、選曲料、音楽著作権料、指揮料、演奏楽器使用料、スタジオ費等

録音費：スタジオ費、技術員費、ダビング費、擬音効果費、録音テープ費等

編集費：ワーク編集費・オンライン編集費・編集室利用料等

仕上費：上映用DCP作成費、グレーディング、映倫審査料等

※映画撮影のロケーションハンティングで発生した上記の経費についても補助対象経費とする。

イ 映画宣伝にかかる経費

チラシ・パンフレット制作費：映画の告知チラシ及びパンフレット等の制作費

広告宣伝費：テレビ・新聞・WEB（SNS含む）等の広告宣伝費

※補助対象外経費

- ・製作発表に係る経費（報道発表資料印刷費、スチール撮影費等）
- ・航空・列車運賃の特別料金（ファーストクラス料金・グリーン料金等）
- ・感染症対策に関する経費（撮影現場でのマスク、消毒液等）
- ・事務所運営管理に関する経費（事務所維持費・医療費・振込手数料・HP運用費等）

- ・団体の財産になり得る物（事務機器・事務用品等の購入・借用費等）
 - ・行政機関に支払う手数料（印紙代・道路使用許可費等）
 - ・社会通念上、公的な資金で賄うことがふさわしくない経費
（交際費・接待費、打ち上げ費・飲食に係る経費、記念品代、手土産代等）
 - ・団体の自主財源等により賄うべき経費（オーディション経費、各種保険料等）
- ※ア・イの経費のうち、消費税及び地方消費税相当額は補助対象経費から除外する。
- ※補助対象経費は要綱第7条第1項に定める補助金交付決定通知日から発生する経費とする。

5 事業スケジュール

- (1) 交付申請書受付期間 令和6年12月23日(月)～令和7年3月14日(金)
- (2) プレゼンテーション審査 令和7年3月21日(金)
- (3) 補助金交付（不交付）決定通知 令和7年3月25日(火)
- (4) 事業実施：交付決定日～令和8年3月9日(月)
- (5) 企業版ふるさと納税募集（市実施）：令和7年4月1日(火)～12月19日(金)
※採択団体は企業への寄附の公募の働きかけを行うことができます。
- (6) 実績報告書提出期限：～令和8年3月9日(月)
- (7) 補助金交付確定通知：(6)の確認後、概ね10日以内
- (8) 補助金交付：(7)の確認後、概ね10日以内

6 交付申請

- (1) 交付申請書受付期間
令和6年12月23日(月)～令和7年3月14日(金)17時15分必着
- (2) 申請方法
「(3)の提出書類」を郵送・窓口を持参で提出すること。

【提出先】

〒710-8565 倉敷市西中新田640番地
倉敷市役所観光課 担当：牧野・安原

【提出部数】

「(3)の提出書類」・・・各6部

(3) 提出書類

- ① 交付申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第2号）
- ③ 収支予算書（様式第3号）
- ④ 団体概要（様式第4号）
- ⑤ 上映計画書（様式第5号）
- ⑥ 誓約書（様式第6号）
- ⑦ 企画書（任意様式）
- ⑧ 団体の登記事項証明書の写し
- ⑨ 団体の定款又はこれに類する規約の写し
- ⑩ 団体の決算時の財務諸表の写し（直近分）
- ⑪ 法人税及び消費税の未納がないことが分かる書類
（直近の納税証明書＜納税証明その3の3＞）
- ⑫ 市税全ての未納がないことが分かる書類
（直近の納税証明書＜市税全ての記載があるもの＞）

※団体の役員名簿等、組織体制が分かる書類も④と合わせて添付すること

※任意団体の場合は、⑧⑪⑫は不要です。

※設立間もない団体等で、⑩財務諸表がない場合は、貸借対照表のみ提出すること。

※任意団体で⑩財務諸表がない場合は、収支計算書を提出すること。

7 審査・選定

(1) 選定方法

採択事業者を選定するために、提出された書類とプレゼンテーションにより「(3) 審査項目」について審査を実施して採択事業者1団体を選定する。

(2) プレゼンテーションについて

- | | |
|--------|----------------------------------|
| ア 日時 | 令和7年3月21日（金）午後 |
| イ 会場 | 倉敷市役所本庁舎 |
| ウ 出席者 | 3名以内 |
| エ 所要時間 | 1団体につき30分以内（説明20分以内、質疑10分程度）とする。 |
| オ 順番 | プレゼンテーションの順番は、申請書受理の先着順とする。 |

カ その他

- ・プレゼンテーションの時間と場所は、後日、通知します。
- ・プレゼンテーションに使用する追加資料がある場合は、6部を印刷・持参ください。
- ・審査委員用の交付申請書類一式は、事務局で準備しますので印刷不要です。
- ・プレゼンテーションでPC・スクリーン等を使用する時は、事前にお申し出ください。
- ・プレゼンテーションの実施後、審査委員による質疑応答を行います。

(3) 審査項目

種別		審査項目		審査方法	
基本 審査	適否要件	A	申請書が漏れなく記載され、提出書類に不足がないか。	適・否	
		B	補助対象者が、交付要綱に示す要件に合致しているか。	適・否	
		C	事業内容が、交付要綱に示す補助対象事業の要件に合致しているか。	適・否	
基本項目 (30点)		①	実施スケジュールは現実的かつ合理的か。	15点	
		②	財務及び実施体制が整っており、実現可能な計画であるか。	15点	
事業内容 (70点)		③ 重点項目	制作者の映画制作の実績や出演者の知名度が十分である等、人気作品になることが期待できるか。	20点	
			④	市内でロケが実施されることにより、地域経済の活性化につながるか。	20点
			⑤	映画のテーマや映像が倉敷の魅力の発信につながるか。	20点
		⑥	事業内容が企業版ふるさと納税の寄附者の理解・協力が得られる内容か。	10点	
合計				100点	

(4) 結果通知

令和7年3月25日（火）までに電子メール等で担当者に連絡し、併せて交付決定通知を送付する。

8 事業内容の変更

補助金の交付の決定を受けた事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、所定の変更承認申請書を提出すること。

9 実績報告

事業が完了したときは、次のとおり実績報告書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年3月9日(月)

(2) 申請方法

「(3)の提出書類」を郵送・窓口を持参で提出すること。

【提出先】

〒710-8565 倉敷市西中新田640番地

倉敷市役所観光課 宛

【提出部数】

「(3)の提出書類」・・・各1部

(3) 提出書類

- ① 実績報告書(様式第12号①)
- ② 収支決算書(様式第12号②)
- ③ 補助対象経費の支出を証明する領収書等の写し
- ④ 補助事業実施時の写真
- ⑤ 他の補助金その他の収入額がある場合は、その対象経費等を証明する書類
- ⑥ 完成した映画の内容が収められた媒体(DVD等)

※映画が2以上の都道府県において、かつ5以上の映画館で一週間以上有料公開された場合には、速やかに、公開状況報告書(様式第12号③)を提出すること。

※必要に応じてその他参考となる書類の提出を求められます。

10 その他

- (1) 交付申請の額は、確実に補助対象期間内に支払いが完了する経費を申請すること。
- (2) 補助金に係る収支を会計帳簿等によって明らかにし、会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日が属する年度の終了後5年間保存すること。
- (3) 「3 対象事業」にある補助要件を満たさないことが判明した時等、交付要綱第15条に基づき、交付決定を取り消した場合は、補助金を受領後であっても全額返還すること。
- (4) 映画のクレジットタイトルに特段の事情がない限り、「倉敷市映画撮影誘致支援補助

- 金」を活用した旨が分かる表示及びエンドロールに寄附企業の事業者名の掲載すること。
- (5) 倉敷市及び倉敷観光コンベンションビューローが寄附募集や事業進捗、事業効果等について広報する際には、特段の事情がない限り、協力すること。また、採択団体自らも、団体のHPやSNSの活用等により、寄附の募集や事業について、市民や寄附者に対して積極的に情報発信すること。
 - (6) 寄附額が目標額に達成しなかった場合でも、自己資金等を充当することなどにより、事業の実施に努めること
 - (7) 応募要項や交付要綱に定めのない事項については、倉敷市と採択事業者の協議の上、決定すること。